

佐伯区民文化センター 施設利用料金（令和元年10月～）

ホール		午前 9:00～12:00	午後 13:00～16:00	夜間 17:00～21:00	午前・午後 9:00～16:00	午後・夜間 13:00～21:00	1日 9:00～21:00	超過料金(30分毎)	
								12:00～13:00 16:00～17:00	その他の時間
入場無料	平日	25,580 円	28,430 円	47,400 円	43,210 円	60,670 円	81,140 円	5,680 円	11,370 円
	土・日・休日	30,700 円	34,130 円	56,880 円	51,870 円	72,800 円	97,380 円	6,810 円	13,630 円
入場料の最高額が 1,000円未満	平日	38,370 円	42,650 円	71,080 円	64,810 円	90,990 円	121,690 円	8,520 円	17,050 円
	土・日・休日	46,060 円	51,190 円	85,320 円	77,810 円	109,200 円	146,070 円	10,220 円	20,460 円
入場料の最高額が 1,000円以上 3,000円未満	平日	51,190 円	56,880 円	94,800 円	86,450 円	121,340 円	162,300 円	11,370 円	22,750 円
	土・日・休日	61,420 円	68,260 円	113,760 円	103,740 円	145,610 円	194,770 円	13,640 円	27,290 円
入場料の最高額が 3,000円以上	平日	63,980 円	71,090 円	118,490 円	108,060 円	151,660 円	202,850 円	14,200 円	28,420 円
	土・日・休日	76,780 円	85,320 円	142,200 円	129,680 円	182,020 円	243,460 円	17,060 円	34,130 円

- 1 「入場料」とは、入場料、観覧料その他これに類する金銭のことです。
- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日のことです。
- 3 商品の広告、宣伝または販売その他の商業活動のために使用する場合は、利用料金の額は、「入場料の最高額が3,000円以上」の項に掲げる利用料金の額をいただきます。
- 4 利用前2か月を切って受け付けた場合の金額は、上表の3分の2の額となります。
- 5 使用日の1か月前から受け付け、かつ客席部分を除いて使用する場合は、上表の2分の1の額となります。
- 6 特定期間（4/30～5/6、8/13～8/16、12/27～28、1/4～5）の使用については、別途割引料金が適用されます。詳しくはHPをご覧ください。